| | |
|---|---|
| 易水道事業に係るものを除く。）の額に相当する額を超える場合には、当該額に 10/3 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。） | は、当該額に 10/3 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。） |
| $AY'''_{令5} = 0.00380$ | $AY'''_{令5} = 0.00380$ |
| $AY'''_{令6} = 0.00545$<br>$AY'''_{令7} = 0.00818$ | $AY'''_{令6} = 0.00545$ |
| $AZ_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額<br>$BA_{令5} = 0.00475$ | $AZ_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち再生可能エネルギー設備整備等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額<br>$BA_{令5} = 0.00475$ |
| $BA_{令6} = 0.00719$<br>$BA_{令7} = 0.01160$ | $BA_{令6} = 0.00719$ |
| $AZ'_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち省エネ改修等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額<br>$BA'_{令5} = 0.00285$ | $AZ'_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち省エネ改修等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額<br>$BA'_{令5} = 0.00285$ |
| $BA'_{令6} = 0.00431$<br>$BA'_{令7} = 0.00696$ | $BA'_{令6} = 0.00431$ |
| ε　当該都道府県の財政力指数に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。<br>$AZ''_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち電動車の導入等に関する事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額<br>$BA''_{令5} = 0.00285$ | ε　当該都道府県の財政力指数に−0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。<br>$AZ''_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち電動車の導入等に関する事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額<br>$BA''_{令5} = 0.00285$ |
| $BA''_{令6} = 0.00431$<br>$BA''_{令7} = 0.00696$ | $BA''_{令6} = 0.00431$ |
| $BB_n$　新しい地方経済・生活環境創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 | |